

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社小又建設
法人番号： 7420001011625
住 所： 青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4
- 指名停止措置期間： 令和7年8月18日から令和7年9月17日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 東北地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社小又建設の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。

- 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である株式会社小又建設の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)